

平成30年度 後期 三重短期大学 科目履修生募集要項

科目履修生として本学講義の履修を希望する者は、選考のうえ、本科生の教育に支障のない限り履修を許可しますから、下記により出願してください。

記

1 募集の内容

全科目の時間割の中から、都合のよい曜日・時間に合わせ、学修したい学科目を自由に選択し、履修する者を科目履修生といいます。

学修した学科目について、所定の成績を修めた場合、単位が認定されます。

2 出願資格 平成30年4月1日現在、18歳以上の者

3 選抜方法 書類審査（受講計画書の提出による）

4 出願期間等

出願期間等は、次のとおりです。

出願期間	平成30年9月5日(水)、6日(木)、7日(金) 9:00~18:00
合格発表	平成30年9月19日(水) 14:00
入学手続期間	平成30年9月25日(火)、26日(水) 9:00~18:00

5 出願方法および出願書類

出願期間内に、以下の書類に入学検定料を添えて、直接、本学に提出してください。

- (1) 願 書：本学の指定用紙に必要事項を記入し、写真1枚を貼付してください。
写真は、出願前3か月以内に撮影した、縦4.5cm×横3.5cm、無背景、無帽、上半身、正面向きのものとしてください。
- (2) 受講計画書：受講を希望する理由(志望動機を具体的に述べ、これまで学んできたことを踏まえて、これからどのようなことを学び、それをどのように活かすのか等)を詳しく記入してください。
- (3) 受験票：本学の指定様式の太線枠内に必要事項を記入してください。

注1：出願に際し、希望する科目等を明記してください。

注2：教育職員免許状の取得を目的とした教職関係科目の履修受入れは行っておりません。

6 履修可能科目等

- (1) 履修可能な科目は、原則として本学で開講する全ての学科目とします。
ただし、受講そのものを認めていない科目や、条件により一部制限されている科目があります。（別表に受講制限科目の一覧を掲載しています。）
また、お渡しする時間割は、現時点で決定された最新のものですが、担当教員が未定の科目があります。また教員の都合等により、後日時間割が変更となる場合があります。
- (2) 単位認定について
本学において履修した学科目について、出席が常であり、期末試験等において所定の成績を修めた者には、単位を認定します。

7 納入金等

- (1) 入学検定料等は、次のとおりです。

	入学検定料	入 学 料	授 業 料
金 額	5, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	1 単位につき 5, 0 0 0 円
納入期日	出願書類提出時	入学手続期間中	

- (2) 入学検定料の納入時期について
出願期間内に、指定の書類を添え、直接本学に納入してください。
- (3) 入学料・授業料の納入時期について
履修を許可された者は入学手続期間内に所定の入学料・授業料を納入してください。
入学手続期間内に手続を行わないと、入学許可は効力を失います。
- (4) 前期での出願により履修許可を受けている場合で、新たに後期講義を追加履修しようとするときは、あらためて出願し、選考を受けなければなりません。
ただし、後期講義の出願に係る入学検定料・入学料の納入は免除されます。

8 その他

入学を許可された者であっても、出席が常でなく、修学の実をあげることができないと認められた者については、入学許可を取り消すことがあります。

9 問い合わせ先

〒514-0112 津市一身田中野 1 5 7
三重短期大学 学生部
電話番号 059-232-2341

～ 履修を許可されたら ～

1 入学手続期間

平成30年9月25日(火)、26日(水)の午前9時00分から午後6時00分までの間、学生部窓口で受付を行います。この期間内に入学手続をしないと履修できませんから、十分注意してください。

※後期講義は、9月27日(木)から開始します。

履修許可科目の開講曜日・時間帯を確認のうえ受講してください。

2 履修申告上の注意事項

入学手続にあわせて、履修許可を受けた学科目の履修申告を必ず行ってください。

履修申告を行わなければ、許可された学科目でも受講することはできません。

本学所定の「履修科目申告書」により履修申告を行ってください。申告書は入学手続時にお渡しします。

なお、履修申告を行う際、履修許可を受けた科目のうちから一部を減らして申告することは可能ですが、履修許可を受けていない科目を追加することや、許可を受けた科目との入れ替えはできません。

3 入学手続（揃える書類等）

(1) 写真1枚（縦 3.5cm × 横 3.0cm ※当方が「履修許可証」を交付する際に使用）

(2) 「履修科目申告書」（※本学所定の様式です。手続時にお渡しします。）

(3) 手続時納入金

ア 入学料 5,000 円

イ 授業料 1単位につき 5,000 円

注：入学手続は期間内に行ってください。期間を過ぎると履修許可は効力を失います。

みなさんへの各種伝達事項は、すべて掲示板への掲示によって行います。登下校時には必ず目を通すようにしてください。

三重短期大学で勉強しませんか

— 科目等履修生制度を設置しています —

◎ 科目等履修生とは

科目等履修生制度と従来から行ってきた聴講生制度との大きな違いは、聴講生制度が学修した学科目の成績認定にとどまり単位が認定されなかったことに対し、科目等履修生制度では、学修した学科目について所定の成績を修めた場合、単位が認定される点です。

あらためて本学に本科生として入学した場合、科目等履修生制度によって修得した単位については、基本的には、本科生での単位として認定されますから、入学後も時間に余裕をもって勉学を継続することができます。

また、他の大学・短期大学等に入学した場合でも、同様に単位の認定対象として取り扱われることがあります。

◎ 学修の方法は

学修の方法には、科目履修生としての場合と選科履修生としての場合の2通りあります。

科目履修生は、全科目の時間割から都合のよい曜日・時間に合わせ、学修したい学科目を自由に選択し、履修することができます。

選科履修生は、本学がコース設定した複数の学科目をまとめて履修する場合をいいます。

どちらを選択しても構いませんし、科目履修生と選科履修生とを同時に進めることもできます。

ただし、選科履修生として、コース設定の中から複数のコースを同時に進めることはできません。選択できるのは1つのコースだけです。

なお、選科履修生の募集は前期出願時のみとなっています。後期では募集していません。

- 履修可能な科目は、原則として、本学で開講する全ての学科目とします。
ただし、受講そのものを認めていない科目や、条件により一部制限されている科目があります。
- 入学は、出願時に申請した履修希望学科目ごとに許可されますから、入学が許可された後、許可を受けた学科目の一部を減らすことはできません。その場合は、入学手続き時に申し出てください。
ただし、学科目の追加や入れ替えをすることはできませんから、十分注意してください。

◎ 授業時間は

授業時間は以下のとおりです。時間割を参考にしてください。

学 科	法経科第1部・生活科学科					法経科第2部	
	1～2	3～4	5～6	7～8	9～10	1～2	3～4
時 限							
授 業 時 間	8 : 50 } 10 : 20	10 : 30 } 12 : 00	12 : 50 } 14 : 20	14 : 30 } 16 : 00	16 : 10 } 17 : 40	17 : 50 } 19 : 20	19 : 30 } 21 : 00

注：原則として、土・日・休祝日は講義を行いません。

◎ 本科生と科目等履修生の違いは

講義を受講するにあたって、本科生と何ら相違はありません。

図書館等の学校施設は、使用規程の範囲内であれば、自由に利用することができます。

ただし、学割等については、交付を受けることはできません。

◎ 出願資格・方法は

満18歳以上であれば、誰でも出願することができます。科目等履修生の出願受付は、学期毎に行います。前期講義および通年講義は前年度の3月中に、また、後期講義は当該年度の9月中に行います。詳しくは、募集要項を参照してください。

なお、科目等履修生の募集については、「広報 津」へも掲載します。

前期講義科目：4月から7月にかけて1週間に1回、計15回の講義をもって終了する科目、あるいは1週間に2回、計30回の講義をもって終了する科目。
後期講義科目：10月から翌年の1月にかけて1週間に1回、計15回の講義をもって終了する科目、あるいは1週間に2回、計30回の講義をもって終了する科目。
通年講義科目：上記の前期・後期を合わせた回数の講義をもって終了する科目。
※後期からの出願の場合は、通年講義科目を申し込むことはできません。

◎ 費用は

科目等履修生として入学を希望する場合、入学検定料 5,000 円を出願時に納入しなければなりません。

また、入学が許可されましたら、入学手続期間内に入学料 5,000 円と授業料を納入しなければなりません。

授業料は、学則で規定した学科目の単位数を基準に算出しますが、科目履修か選科履修かによって1単位当りの授業料が異なります。

科目履修の場合は1単位当り 5,000 円、選科履修の場合は1単位当り 3,000 円です。

これに履修を許可された学科目の合計単位数を乗じて算出した金額が授業料となります。

なお、一旦納入された入学検定料は、いかなる事情があっても返還しませんから注意してください。

◎ 聴講生制度は

既に本学で単位取得した科目もしくは他の大学等で単位取得した科目について、再び受講し、学び直すことのできる制度で、単位認定をしない場合は聴講生として受け入れます。

問 い 合 わ せ
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
三重短期大学
学生部 Tel 059-232-2341